

第107回神河町議会臨時会に提出された議案

○町長提出議案

- 第43号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
- 第44号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第45号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 第46号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和3年度神河町一般会計補正予算（第9号））
- 第47号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 第48号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算（第1号）
- 第49号議案 神河町監査委員の選任の件



神河町告示第98号

第107回神河町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年4月25日

神河町長 山 名 宗 悟

- 1 期 日 令和4年5月2日
- 2 場 所 神河町役場 議場
- 3 付議事件
  - (1) 議長選挙
  - (2) 副議長選挙
  - (3) 常任委員会委員の選任
  - (4) 議会運営委員会委員の選任
  - (5) 特別委員会の設置及び委員の選任
  - (6) 一部事務組合議会議員の選挙
  - (7) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
  - (8) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
  - (9) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町介護保険条例の一部を改正する条例）
  - (10) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和3年度神河町一般会計補正予算（第9号））
  - (11) 神河町教育委員会委員の任命の件
  - (12) 令和4年度神河町一般会計補正予算（第1号）

---

○開会日に応招した議員

小 寺 俊 輔	松 岡 宣 彦
栗 原 廣 哉	藤 森 正 晴
澤 田 俊 一	藤 原 資 広
安 部 重 助	木 村 秀 幸
吉 岡 嘉 宏	小 島 義 次

---

○応招しなかった議員

廣 納 良 幸

---



---

令和4年 第107回(臨時)神河町議会会議録(第1日)

令和4年5月2日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

令和4年5月2日 午前9時開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

議事日程(第1号の追加1)

日程第1 副議長の選挙

日程第2 議席の指定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 常任委員会委員の選任

日程第6 議会運営委員会委員の選任

日程第7 特別委員会の設置及び委員の選任

日程第8 一部事務組合議会議員の選挙

・中播衛生施設事務組合議会議員の選挙

・中播北部行政事務組合議会議員の選挙

日程第9 第43号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件  
(神河町税条例等の一部を改正する条例)

日程第10 第44号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件  
(神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第11 第45号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件  
(神河町介護保険条例の一部を改正する条例)

日程第12 第46号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件  
(令和3年度神河町一般会計補正予算(第9号))

日程第13 第47号議案 神河町教育委員会委員の任命の件

日程第14 第48号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算(第1号)

日程第15 各常任委員会、議会運営委員会の所管事務調査の申し出について

---

本日の会議に付した事件

議事日程(第1号)

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

議事日程(第1号の追加1)

- 日程第1 副議長の選挙  
日程第2 議席の指定  
日程第3 会議録署名議員の指名  
日程第4 会期の決定  
日程第5 常任委員会委員の選任  
日程第6 議会運営委員会委員の選任  
日程第7 特別委員会の設置及び委員の選任  
日程第8 一部事務組合議会議員の選挙  
・中播衛生施設事務組合議会議員の選挙  
・中播北部行政事務組合議会議員の選挙  
日程第9 第43号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件  
(神河町税条例等の一部を改正する条例)  
日程第10 第44号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件  
(神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)  
日程第11 第45号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件  
(神河町介護保険条例の一部を改正する条例)  
日程第12 第46号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件  
(令和3年度神河町一般会計補正予算(第9号))  
日程第13 第47号議案 神河町教育委員会委員の任命の件  
日程第14 第48号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算(第1号)  
追加日程第1 第49号議案 神河町監査委員の選任の件  
日程第15 各常任委員会、議会運営委員会の所管事務調査の申し出について

---

出席議員(10名)

1番 小島義次	7番 松岡宣彦
2番 木村秀幸	8番 藤森正晴
3番 澤田俊一	9番 藤原資広
5番 安部重助	11番 栗原廣哉
6番 吉岡嘉宏	12番 小寺俊輔

---

欠席議員(1名)

4番 廣納良幸

---

欠員(1名)

---

### 事務局出席職員職氏名

局長 ..... 小林 英 和      局長補佐 ..... 多 田 佐知子  
主査 ..... 鶴 野 雄二郎

---

### 説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山 名 宗 悟	建設課長 .....	野 崎 直 規
副町長 .....	前 田 義 人	地籍課長 .....	藤 田 晋 作
教育長 .....	入 江 多喜夫	上下水道課長 .....	谷      人
総務課長 .....	岡 部 成 幸	健康福祉課長 .....	桐 月 俊 彦
総務課参事兼財政特命参事 .....	黒 田 勝 樹	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事 .....	木 村 弘 美
税務課長 .....	長 井 千 晴	会計管理者兼会計課長 .....	
住民生活課長 .....	平 岡 民 雄	.....	北 川 由 美
住民生活課副課長兼防災特命参事 .....	井 出        博	.....	町参事兼病院副院長兼事務長 .....
農林政策課長 .....	前 川 穂 積	.....	春 名 常 洋
ひと・まち・みらい課長 .....	真 弓 憲 吾	.....	病院総務課長兼施設課長 .....
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事 .....	石 橋 啓 明	.....	井 上 淳一朗
		.....	教育課長兼給食センター所長 .....
		.....	高 橋 宏 安
		.....	教育課参事兼社会教育特命参事 .....
		.....	宮 本 公 平

---

午前9時00分

○議会事務局長（小林 英和君） 皆様、おはようございます。私は、議会事務局長の小林英和でございます。本日招集されました第107回神河町議会臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

ただいまの出席議員の中で年長の議員は、安部重助議員でございます。御紹介申し上げます。

安部重助議員、議長席に着席をお願いいたします。

〔臨時議長着席〕

○臨時議長（安部 重助君） ただいま御紹介をいただきました安部重助でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いたします。

開会に先立ち、町長から御挨拶がございます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） パネルがありますので、マスクを外させていただきます。おはようございます。議会開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

日ごとに草木の緑が映えるようになり、町内あちらこちらで田植も始まっています。

今年のゴールデンウィークは、コロナ禍の3年目で初めての緊急事態宣言のない状態で迎えます。感染者が一気に下げ切らない状況ですが、人の流れもこれから多くなり、経済も徐々に回復に向かっていかなければなりません。そのためにも特に若い世代への3回目のワクチン接種の推進に努めるとともに、引き続き一人一人の感染対策の啓発に努めてまいります。

2月24日から始まったロシア軍によるウクライナ侵攻は、連日様々なニュースが報道されています。多くの貴い命が奪われ続けていること、戦争になると民間人が必ず巻き添えになることなど、戦争の悲惨さを改めて感じています。国内において物価の上昇など経済にあらゆる面で影響が出てきていることから、一日も早い終結を心から強く願っています。

本日は、4月執行されました議会議員選挙後初めての神河町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り議会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。

本年度の行財政諸般につきましては3月定例議会におきまして議決をいただいたところでございますが、まずは3年目となります新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息を願い、国、県の施策に連動しながら日常生活と経済活動の回復に主眼を置いた町政を推進してまいります。

特にこれからの4年間は、さらに加速化する人口減少と直面する課題への取組が欠かせません。町政運営のキーワードを継続、さらに発展として、今年度は特に50年後の神河町の青写真づくり、神河将来ビジョンの策定を柱として、引き続き地域創生総合戦略を中心とした最重点施策に積極的に取り組むとともに、健全な財政運営の確立に配慮しながら持続的発展を目標に町政運営に取り組んでまいります。

また、病院の経営改善につきましては、今年住民500人を無作為抽出させていただき実施しました公立神崎総合病院のアンケート結果、病院へはここ数年町から年間7億円、住民1人当たり7万円相当の経費負担を行っている中で、病院は必要、どちらかといえば必要という回答、合わせて85.6%に及びました。

一方、当院は利便性が高いにもかかわらず待ち時間が長いことへの不満や入院、特に手術を要するものは姫路市内の医療機関という実態が明らかになりました。

2年前より病院経営改善対策本部を設置して改革に取り組んできておりますが、本年度さらに取組を強化して、地域になくってはならない病院、信頼される病院を目指し、病院としてスタッフ含めてしっかりと向き合い、何をどう改善していくかを見える形で示し、実行する1年にしてまいります。

さて、本日は、専決処分の承認4件と令和4年度一般会計補正予算及び神河町教育委



員の任命の件を提案させていただきます。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます、大変簡単でございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（安部 重助君） 町長の挨拶は終わりました。

ここで、議員並びに町執行部の自己紹介をお願いしたいと思います。

まず、議員から議席順に自席でお願いいたします。

なお、廣納良幸議員は入院加療のため、本日欠席届が提出されておりますので、御報告申し上げます。

それでは、1番、小寺俊輔議員から順にお願いいたします。

○議員（1番 小寺 俊輔君） 寺前区在住、小寺です。3期目になります。よろしくお願いたします。

○議員（2番 栗原 廣哉君） 長谷・栗出身、栗原廣哉でございます。今日から4年間またお世話になります。よろしくお願いたします。

○議員（3番 澤田 俊一君） おはようございます。3番、澤田俊一です。2期目、福本区在住でございます。4年前に議会議員になったこの初心を忘れず、神河町のさらなる発展と住民福祉の向上に議員の立場で努めたいと思います。どうかよろしくお願いたします。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡嘉宏です。大河在住です。2期目になります。これまで同様、住民とのパイプ役になれるよう一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願いたします。

○議員（7番 松岡 宣彦君） おはようございます。吉富の松岡宣彦です。このたび初当選で新人ですので、全く物事は分かりません。皆さん、また御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いたします。

○議員（8番 藤森 正晴君） 山田区の藤森正晴でございます。よろしく御指導お願いたします。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、猪篠区在住の藤原資広です。どうかよろしくお願いたします。

○議員（11番 木村 秀幸君） 寺前地区の木村です。よろしくお願いたします。

○議員（12番 小島 義次君） 寺前区在住の小島義次です。2期目になります。また新しい気持ちでこの4年間励んでいきますので、どうぞよろしくお願いたします。

○臨時議長（安部 重助君） 大畑区在住の安部重助です。どうぞよろしくお願いたします。

以上で議員の自己紹介が終わりました。

続いて、町執行部の自己紹介をお願いいたします。

山名町長から順に自席でお願いいたします。

○町長（山名 宗悟君） 改めまして、4期目の町政を担わせていただいています町長の山名宗悟でございます。どうぞよろしくお願いたします。

- 副町長（前田 義人君） 副町長の前田義人でございます。どうぞよろしくお願いたします。
- 教育長（入江多喜夫君） 教育長の入江多喜夫です。どうかよろしくお願いたします。
- 会計管理者兼会計課長（北川 由美君） 会計管理者兼会計課長の北川由美でございます。どうぞよろしくお願いたします。
- 税務課長（長井 千晴君） 税務課長の長井千晴でございます。どうぞよろしくお願いたします。
- 総務課長（岡部 成幸君） 総務課長の岡部成幸と申します。どうぞよろしくお願いたします。
- 総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課財政特命参事の黒田勝樹でございます。どうかよろしくお願をいたします。
- 農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課長、前川穂積でございます。どうぞよろしくお願いたします。
- ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課長、真弓憲吾でございます。どうぞよろしくお願いたします。
- ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事の石橋啓明と申します。よろしくお願いたします。
- 上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課長の谷総和人です。どうぞよろしくお願いたします。
- 建設課長（野崎 直規君） 建設課長の野崎直規でございます。どうぞよろしくお願いたします。
- 教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課長兼給食センター所長の高橋宏安でございます。どうぞよろしくお願いたします。
- 町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名常洋と申します。どうぞよろしくお願いたします。
- 病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課長の井上淳一郎と申します。どうぞよろしくお願いたします。
- 教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課参事兼社会教育特命参事の宮本公平です。どうぞよろしくお願いたします。
- 健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課長の桐月俊彦でございます。どうぞよろしくお願申し上げます。
- 健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課参事兼保健師事業特命参事の木村弘美でございます。どうぞよろしくお願いたします。
- 地籍課長（藤田 晋作君） 地籍課長の藤田晋作と申します。よろしくお願いたします。
- 住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課長の平岡民雄でございます。どうぞよろしく

くお願いいたします。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課副課長兼防災特命参事の井出博でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議会事務局長（小林 英和君） 議会事務局長の小林英和でございます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（安部 重助君） 以上で議員並びに町執行部の自己紹介を終わります。

---

#### 午前 9 時 1 3 分開会

○臨時議長（安部 重助君） ただいまの出席議員数は 1 0 名です。定足数に達していますので、第 1 0 7 回神河町議会臨時会を開会します。

廣納良幸議員は入院加療のため、本日、欠席届が提出されておりますので、御報告申し上げます。

それでは、本日の会議を開きます。

---

#### 日程第 1 仮議席の指定

○臨時議長（安部 重助君） 日程第 1、仮議席の指定でございます。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、仮議席は、ただいま御着席の議席と決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

---

#### 午前 9 時 1 4 分休憩

---

#### 午前 9 時 1 6 分再開

○臨時議長（安部 重助君） 再開します。

---

#### 日程第 2 議長の選挙

○臨時議長（安部 重助君） 日程第 2、議長の選挙でございます。

ただいまから議長の選挙を行います。立候補もしくは推薦等の御意見はございませんか。

小寺議員。

○議員（1 番 小寺 俊輔君） 立候補します。

○臨時議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

ただいま立候補の意思表示という意見がありました。立候補の意思表示することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。

立候補される方の意思表明をお願いいたします。

小寺議員。

○議員（1番 小寺 俊輔君） 小寺です。議長選に立候補するに当たって、一言決意の一端を述べさせていただきます。

先日執行されました町議選は定数割れによる無投票という結果になり、私をはじめ多くの議員の皆様方がじくじたる思いをされていることと思います。議員各位には町民の方から今後の神河町議会を不安視する声も多く届いていることと思われま

す。我が町神河町は、少子高齢化対策など喫緊の課題が山積しております。議会としてもそういった施策が円滑に執行されるように協力、助言等を積極的に行うのは当然ですが、並行して議会改革を進めていくことが町民の方から議会に突きつけられた課題だと思

います。議会改革といいましても、まずどうすれば町民の皆様に関心を持っていただけるか、どうすれば現役世代の方や子育て世代の方々が立候補しやすい環境になるのか。全国には日曜議会や夜間議会に取り組んでおられる議会もあります。そういった議会を参考にしながら神河町に合ったスタイルを皆様と一緒に研究、模索して、未来につながる神河町議会を一緒につくっていきたいと思っております。よろしくお

○臨時議長（安部 重助君） 念のため申し上げます。この選挙についての被選挙権は、11名の議員全てにございます。

立候補の意思表明が終わりましたので、事務局に選挙の方法を説明させます。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時19分休憩

午前9時23分再開

○臨時議長（安部 重助君） 再開します。

これより議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

会議規則第28条の規定により、議場を閉鎖いたします。事務局、お願いします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（安部 重助君） ただいまの出席議員数は10名であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、小寺俊輔議員、2番、栗原廣哉議員を指名したいと思

いますが、これに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、立会人に1番、小寺俊輔議員、2番、栗原廣哉議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。事務局、お願いします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（安部 重助君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（安部 重助君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。事務局、お願いします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（安部 重助君） ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順次、投票用紙に被選挙人の氏名を記載台で記載の上、投票願います。

事務局長、点呼してください。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1 番	小寺 俊輔君	2 番	栗原 廣哉君	3 番	澤田 俊一君
6 番	吉岡 嘉宏君	7 番	松岡 宣彦君	8 番	藤森 正晴君
9 番	藤原 資広君	11 番	木村 秀幸君	12 番	小島 義次君
5 番	安部 重助君				

.....

○臨時議長（安部 重助君） 投票漏れはございませんか。

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

引き続き開票を行います。1 番、小寺俊輔議員、2 番、栗原廣哉議員、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（安部 重助君） 事務局長、選挙の結果を報告してください。

○議会事務局長（小林 英和君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、小寺俊輔議員 7 票。以下、省略をいたします。以上のとおりでございます。

○臨時議長（安部 重助君） この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、小寺俊輔議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（安部 重助君） ただいま議長に当選されました小寺俊輔議員が議場におられますので、本席より会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。

小寺俊輔議長、議長当選の挨拶を演壇でお願いいたします。

○議員（1 番 小寺 俊輔君） 小寺です。まだまだ未熟ではありますが、意思表示でも

述べさせていただきましたように、皆様と共に未来につながる神河町議会を築いていきたいと思っておりますので、議員各位の絶大なる御協力をお願いし、当選の御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。（拍手）

○臨時議長（安部 重助君） 以上で臨時議長としての職務は終わりました。

初議会冒頭における重責を無事遂行できましたことは、議員皆様方の御協力によるものと深く感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

〔臨時議長退席、議長着席〕

○議長（小寺 俊輔君） ここで暫時休憩いたします。

午前 9 時 3 8 分休憩

-----  
午前 9 時 4 0 分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

これより議事日程第 1 号の追加 1 に入ります。

-----  
日程第 1 副議長の選挙

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 1、副議長の選挙でございます。

ただいまから副議長の選挙を行います。立候補もしくは推薦等の御意見はございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ただいま立候補の意思表示という意見がありましたが、立候補の意思表示することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議なしと認めます。

立候補される方の意思表示をお願いします。

念のため申し上げます。この選挙についての被選挙権は、議長を除く議員全てにございます。

意思表示については、仮議席の順番で行っていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議なしと認めます。立候補の意思表示は、仮議席の順番で行っていただきたいと思えます。

立候補される方は起立願います。

御着席ください。

それでは、栗原廣哉議員、演壇でお願いいたします。

○議員（2 番 栗原 廣哉君） おはようございます。栗原です。現在の神河町を取り巻く情勢は、少子高齢化が進み、人口が減り、税収が減っております。また、県下で一番人数の少ない神河町が総合病院を抱え、財政的にも苦しい状況にあります。また、今回

の選挙のように町議会に対する住民の厳しい目もございます。

このようなとき議長を補佐し、議会の運営をスムーズに行うため、私は今回副議長に立候補いたします。皆様の御協力どうぞよろしくお願い致します。

○議長（小寺 俊輔君） 立候補の意思表示が終わりました。

それでは、議長選挙と同様の手順で副議長の選挙に入ります。

これより副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

会議規則第28条の規定より、議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（小寺 俊輔君） ただいまの出席議員は10名であります。

お諮りします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、澤田俊一議員、5番、安部重助議員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議なしと認めます。よって、立会人に3番、澤田俊一議員、5番、安部重助議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（小寺 俊輔君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（小寺 俊輔君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順次、投票用紙に被選挙人の氏名を記載台で記載の上、投票願います。

事務局長、点呼してください。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

2番	栗原 廣哉君	3番	澤田 俊一君	5番	安部 重助君
6番	吉岡 嘉宏君	7番	松岡 宣彦君	8番	藤森 正晴君
9番	藤原 資広君	11番	木村 秀幸君	12番	小島 義次君
1番	小寺 俊輔君				

.....

○議長（小寺 俊輔君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

引き続き開票を行います。3番、澤田俊一議員、5番、安部重助議員、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（小寺 俊輔君） 事務局長、選挙の結果を報告してください。

○議会事務局長（小林 英和君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票数10票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、栗原廣哉議員7票。以下、省略いたします。以上のとおりでございます。

○議長（小寺 俊輔君） この選挙の法定得票数は3票であります。よって、栗原廣哉議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（小寺 俊輔君） ただいま副議長に当選しました栗原廣哉議員が議場におられますので、本席より会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

栗原廣哉副議長、副議長当選の挨拶を演壇でお願いします。

○議員（2番 栗原 廣哉君） 副議長として議長を補佐し、議会運営をスムーズに行うこと頑張ります。皆様の御協力よろしくお願いします。（拍手）

○議長（小寺 俊輔君） 副議長の挨拶は終わりました。

ここで暫時休憩します。

午前 9時56分休憩

-----  
午前10時30分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

-----  
● ● ●  
-----  
日程第2 議席の指定

○議長（小寺 俊輔君） 日程第2、議席の指定でございます。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長から指定いたします。

1番議席、小島義次議員、2番議席、木村秀幸議員、3番議席、澤田俊一議員、4番議席、廣納良幸議員、5番議席、安部重助議員、6番議席、吉岡嘉宏議員、7番議席、松岡宣彦議員、8番議席、藤森正晴議員、9番議席、藤原資広議員、11番議席、栗原廣哉議員、12番議席、小寺俊輔議員。

なお、10番議席は欠番とさせていただきます。

ただいまのとおり議席を指定いたします。

ここで暫時休憩します。



午前 10 時 31 分休憩

---

午前 10 時 33 分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

---

### 日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 3、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長から指名します。

1 番、小島義次議員、2 番、木村秀幸議員、以上 2 名を指名します。

---

### 日程第 4 会期の決定

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 4、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日間と決定しました。

ここで暫時休憩します。

午前 10 時 34 分休憩

---

午前 10 時 52 分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

---

### 日程第 5 常任委員会委員の選任

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 5、常任委員会委員の選任を議題といたします。

常任委員会の委員の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、議長から指名いたします。

総務文教常任委員会の委員に、小島義次議員、澤田俊一議員、廣納良幸議員、安部重助議員、吉岡嘉宏議員、藤原資広議員、栗原廣哉議員、小寺俊輔議員、以上 8 名。民生福祉常任委員会の委員に、小島義次議員、木村秀幸議員、澤田俊一議員、廣納良幸議員、松岡宣彦議員、藤森正晴議員、小寺俊輔議員、以上 7 名。産業建設常任委員会の委員に、木村秀幸議員、安部重助議員、吉岡嘉宏議員、松岡宣彦議員、藤森正晴議員、藤原資広議員、栗原廣哉議員、以上 7 名。以上のとおり各常任委員会の委員に指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員は、議長指名のとおり選任されました。

なお、常任委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定によって、それぞれの委員会で互選することになっていますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩します。

午前10時54分休憩

午前11時22分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

ただいま各常任委員会が開催され、正副委員長の互選がなされていますので、御報告申し上げます。

総務文教常任委員会の委員長に澤田俊一議員、副委員長に吉岡嘉宏議員、民生福祉常任委員会の委員長に小島義次議員、副委員長に松岡宣彦議員、産業建設常任委員会の委員長に藤森正晴議員、副委員長に藤原資広議員、以上のとおりそれぞれ互選されていますので、御報告申し上げます。

#### 日程第6 議会運営委員会委員の選任

○議長（小寺 俊輔君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任を議題とします。

選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長から指名いたします。

議会運営委員会の委員に、小島義次議員、澤田俊一議員、安部重助議員、藤森正晴議員、栗原廣哉議員、以上5名を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました5名を議会運営委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は、議長指名のとおり選任されました。

なお、議会運営委員会委員の委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっていますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩します。

午前11時23分休憩

午後 1時00分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

ただいま議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選がなされておりますので、御報告申し上げます。

委員長に安部重助議員、副委員長に澤田俊一議員、以上のとおり互選されております

ので、御報告申し上げます。

---

## 日程第7 特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（小寺 俊輔君） 日程第7、特別委員会の設置及び委員の選任を議題とします。

特別委員会の設置については、広報公聴活動調査特別委員会、人権文化推進特別委員会、以上、2つの特別委員会の設置要綱（案）をお手元に配付いたしております。

お諮りします。広報公聴活動調査特別委員会を設置要綱（案）のとおり設置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしております設置要綱（案）のとおり、広報公聴活動調査特別委員会を設置することに決定しました。

続いてお諮りします。人権文化推進特別委員会を設置要綱（案）のとおり設置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしております設置要綱（案）のとおり、人権文化推進特別委員会を設置することに決定いたしました。

続いて、ただいま設置いたしました特別委員会委員の選任を行います。

選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長から指名いたします。

広報公聴活動調査特別委員会の委員に、澤田俊一議員、松岡宣彦議員、藤原資広議員、木村秀幸議員、小島義次議員、栗原廣哉議員、以上6名。人権文化推進特別委員会の委員に、廣納良幸議員、安部重助議員、吉岡嘉宏議員、藤森正晴議員、以上4名。以上のとおり各特別委員会の委員に指名いたします。

ここでお諮りします。ただいま指名いたしましたとおり、各特別委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議なしと認めます。よって、各特別委員会の委員は、議長指名のとおり選任されました。

なお、特別委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により、それぞれの委員会で互選することになっておりますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩します。

午後1時02分休憩

---

午後1時17分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開いたします。

ただいま各特別委員会が開催され、正副委員長の互選がなされておりますので、御報告申し上げます。

広報公聴活動調査特別委員会の委員長に藤原資広議員、副委員長に木村秀幸議員、人権文化推進特別委員会の委員長に吉岡嘉宏議員、副委員長に廣納良幸議員、以上のとおりそれぞれ互選されておりますので、御報告申し上げます。

---

#### 日程第 8 一部事務組合議会議員の選挙

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 8、一部事務組合議会議員の選挙であります。

これより中播衛生施設事務組合議会議員及び中播北部行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議なしと認めます。地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議なしと認めます。よって、各一部事務組合議会議員は、議長より指名することに決定しました。

中播衛生施設事務組合議会議員に小島義次議員と私の 2 名、中播北部行政事務組合議会議員に小島義次議員、栗原廣哉議員と私の 3 名、以上のとおり指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしましたとおり、各一部事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議なしと認めます。よって、中播衛生施設事務組合議会議員に小島義次議員と私が、中播北部行政事務組合議会議員に小島義次議員、栗原廣哉議員と私が当選いたしました。

会議規則第 33 条第 2 項の規定により、それぞれの議員が議場におられますので、告知いたします。

ここで暫時休憩します。再開を 13 時 50 分とします。

午後 1 時 20 分休憩

---

午後 1 時 50 分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

休憩中に議員の互選により議長に就任いたしました小寺俊輔です。就任に当たりまし

て、一言御挨拶を申し上げます。

よく議会と行政は車の両輪に例えられますが、そこに付け加えて議会はアクセルであり、ブレーキの役目も担っていると思っております。行政で推し進める少子高齢化対策などのいろいろな施策を協力して推進するのは当然ですが、足りないところにはアクセル役として、少し前のめりではないかと感じたところにはブレーキ役として、常にどうすれば町民のため、町のためになるのかを念頭に置いてやっていきたいと思っておりますので、町執行部並びに議員各位の御協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議会構成を発表させていただきます。

副議長に栗原廣哉議員、総務文教常任委員長に澤田俊一議員、副委員長に吉岡嘉宏議員、民生福祉常任委員長に小島義次議員、副委員長に松岡宣彦議員、産業建設常任委員長に藤森正晴議員、副委員長に藤原資広議員、議会運営委員長に安部重助議員、副委員長に澤田俊一議員、広報公聴活動調査特別委員長に藤原資広議員、副委員長に木村秀幸議員、人権文化推進特別委員長に吉岡嘉宏議員、副委員長に廣納良幸議員、以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

これより議案の審議に入ります。

---

#### 日程第9 第43号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第9、第43号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第43号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件でございます。

改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日にそれぞれ公布され、一部を除き令和4年4月1日から施行されることに伴いまして、神河町税条例等の一部を改正する条例を令和4年3月31日付で専決処分したものでございます。

詳細につきましては税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。それでは、第43号議案の詳細説明を申し上げます。

今回の神河町税条例の改正は、地方税法等の一部を改正する法律など一連の法改正が

されたことによりまして、神河町税条例等の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としましては、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除における特例の控除期間の延長、上場株式等に係る配当所得についての個人住民税と所得税の課税方式を一致させる改正、固定資産税について省エネ改修工事を行った住宅に係る減額措置の対象となる工事の拡充、土地に係る負担調整措置について商業地等に係る課税標準額の上昇幅を令和4年度に限り現行5%を2.5%とする改正、登記所からの通知事項でDV被害者等の登記簿上の住所が含まれていた場合に、それに代わるものを記載したのもので従来の証明書等と同様の取扱いとする改正などがございます。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、ペーパーでは新旧対照表の1ページ、タブレットでは8ページを御覧ください。まず、第1条による改正で、第2条につきましては、法律改正による項ずれに伴う措置を行っております。

次に、18条の4につきましては、民法及び不動産登記法の改正により、納税証明書に記載されているDV被害者等の住所が明らかにされることにより人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合には総務省令で定める措置を講じたものを交付することができることとされ、その措置を講じた証明書も従来の証明書と同様に取り扱うとする定義の改正でございます。

次に、第33条につきましては、上場株式等に係る配当所得について所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとし、それを確定申告書の記載によってのみ行うこととする改正でございます。

次に、ペーパーでは3ページ、タブレットでは10ページをお願いします。第34条の7につきましては、寄附金税額控除の対象となる特例の法人についての経過措置の終了に伴う法律改正に合わせた規定の整備を行っております。

次に、ペーパーでは5ページ、タブレットでは12ページをお願いします。第34条の9につきましては、最初のページの第33条と同様に上場株式等に係る配当所得の課税方式の一致を確定申告書の記載によってのみ行うとする改正でございます。

次に、ペーパーでは5ページ下から8ページ中段まで、タブレットでは12ページ下から15ページ中段までをお願いします。第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3につきましては、いずれも法律改正に合わせて各申告書等様式の変更、文言の整備を行っております。

次に、第48条につきましては、法律改正による項ずれに伴う措置を行っております。

次に、ペーパーでは9ページ、タブレットでは16ページをお願いします。第73条の2、第73条の3につきましては、最初のページの第18条の4と同様にDV被害者等に係る閲覧手数料、証明書手数料の定義の改正を行っております。

次に、附則第7条の3の2につきましては、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除について令和7年12月31日までの入居者を対象とする期限の延長を行っております。

次に、ペーパーでは10ページから12ページ、タブレットでは17ページから19

ページをお願いします。附則第10条の2第2項につきましては、公共下水道を使用する民間事業者が設置した除害施設に係る課税標準の特例措置の割合を法律改正に合わせて4分の3から5分の4にする改正でございます。

次の附則第10条の2第3項から第23項につきましては、法律改正による項ずれに伴う措置を行っております。

次に、ペーパーでは12ページから13ページ、タブレットでは19ページから20ページをお願いします。附則第10条の3につきましては、省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の対象について、窓、床、天井、壁の断熱改修工事だけでなく、太陽光発電設備設置工事等の装置の取付工事等対象となる工事を拡充する改正でございます。

次に、附則第12条につきましては、土地に係る固定資産税の負担調整措置について令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行5%から2.5%とする措置の改正でございます。

次に、ペーパーでは14ページから16ページ、タブレットでは21ページから23ページをお願いします。附則第16条の3、第20条の2、第20条の3につきましても第33条、第34条の9と同様に法律改正に合わせて上場株式等に係る配当所得の課税方式の一致を確定申告書の記載によってのみ行うとする改正でございます。

附則第17条の2につきましては、法律改正による引用条項の削除に伴う規定の整備を行っております。

次に、ペーパーでは17ページ、タブレットでは24ページをお願いします。附則第25条につきましては、削除となっております。これは住宅借入金等特別税額控除について消費税引上げ等により令和3年12月末までに入居した者が対象であったのが新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して特例措置として令和4年12月末までに延長した条文となります。しかし、いまだ景気低迷が続くため、さきに説明しました附則第7条の3の2で現行制度を延長し、新型コロナに係る特例措置は削除する改正でございます。

続きまして、第2条による改正で、いずれも法律改正に合わせた規定の整備を行っております。

なお、この条例は一部を除き令和4年4月1日から施行するものですが、ただし、各条文ごとの施行期日は各附則において定めているところでございます。

また、新旧対照表の後に改正概要をつけさせていただいておりますので、参考とさせていただきます。

以上、第43号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、挙手をお願いします。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。少しだけ記載の中身について教えてください。ペーパーの新旧対照表の1ページの18条の4の当該証明書に住所に代わる事項の記載とあるんですけども、これはまた後ほどの固定資産税の課税台帳の閲覧手数料のところにも同じ表現が出てくるんですけども、この住所に代わる事項の記載というのは具体的にはどういう中身なのかというのを教えてほしいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。こちらは説明申し上げましたように総務省令で定めた措置となっているわけなんですけども、現在のところ総務省令がまだ出ておりません。この法律が令和6年4月1日の施行になっておりますので、それまでに明確に発出されるのではないかと考えているところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方は挙手をお願いします。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第43号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第43号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第10 第44号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第10、第44号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第44号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件でございます。

改正の理由は、令和2年4月7日閣議決定の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が前年の収入額の10分の3以上減少している場合における国民健康保険税の減免について、国民健康保険法第77条の規定に基づき令和2年度・3年度と実施してきたところでございますが、令和4年3月発出の厚生労働省通知により、令和4年度においても継続支



援する旨の通知がされました。これにより対象となる納期限を令和5年3月31日まで1年延長することとします。また、健康保険法の改正に伴う規定の整備も同時に行います。いずれも令和4年4月1日から施行されることに伴いまして神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和4年3月31日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第44号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第44号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第11 第45号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第11、第45号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第45号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件でございます。

改正の理由は、令和2年4月7日閣議決定の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年の収入額の10分の3以上減少している場合における介護保険料の減免について、介護保険法第142条の規定に基づき令和2年度・3年度と実施してきたところでございますが、令和4年3月発出の厚生労働省通知により、令和4年度においても継続支援する旨の通知がされました。これにより対象となる納期限を令和5年3月31日まで1年延長することとします。この減免措置につきましては、令和4年4月1日から施行されることに伴いまして、神河町介護保険条例の一部を改正する条例を令和4年3月31日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第45号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第45号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第12 第46号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第12、第46号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和3年度神河町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第46号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和3年度神河町一般会計補正予算（第9号））でございます。

令和4年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、補正予算（第8号）以降、補正要因の生じたものについて専決いたしました。

補正の内容は、歳入では、地方譲与税、税交付金、特別交付税をはじめとして、額の確定によりそれぞれ増減いたしております。

歳出では、職員退職手当組合特別負担金の増額、今回の補正の財源調整のため、財政調整基金積立金の増額、神河ふるさとづくり応援基金、公共施設維持管理基金積立金の増額をしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,303万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億4,724万6,000円とするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細説明につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく

御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第46号議案の詳細につきまして御説明を申し上げます。

事項別明細書で説明をさせていただきます。ペーパーでは7ページ、タブレットにつきましては46ページをお願いいたします。2、歳入、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税は36万5,000円の増額で、揮発油税収入額の全額が都道府県、市町村に譲与されるものでございます。42%が市町村道の延長、面積で案分により交付をされます。確定額は1,736万5,000円でございます。

続きまして、2項自動車重量譲与税は34万9,000円の減額で、自動車車検証の交付時に自動車の重量により課税され、自動車重量税収入額の1000分の407が市町村に交付されるものでございます。確定額は4,965万1,000円でございます。

続きまして、3項森林環境譲与税は16万5,000円の増額でございます。森林環境税が創設される令和6年度までの間、その収入額に相当する金額が交付されるものでございます。確定額は4,100万8,000円でございます。

続きまして、3款利子割交付金は9万円の増額で、預貯金の利子5%分が県民税利子割として課税されております。その収入額から事務費相当分を控除した残りの5分の3が市町の県民税の割合に応じて交付されるものでございます。確定額は109万円でございます。

4款配当割交付金は401万4,000円の増額で、5款株式等譲渡所得割交付金は97万3,000円の増額でございます。ともに上場株式の配当及び譲渡益に対しましてそれぞれ5%分が県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割として課税をされております。市町への交付割合は、利子割交付金と同様での交付がされてございます。確定額は、配当割交付金が1,101万4,000円、株式等譲渡所得割交付金が1,297万3,000円でございます。

続いて、6款ゴルフ場利用税交付金は566万1,000円の増額で、ゴルフ場の利用税として県民税が課税をされてございます。その10分の7に相当する額が市町に交付されるものでございます。確定額は966万1,000円でございます。

続いて、ペーパーでは8ページ、タブレット47ページをお願いいたします。7款法人事業税交付金は545万8,000円の増額で、法人事業税額の7.7%に相当する額が市町に交付されるものでございます。確定額は1,095万8,000円でございます。

8款地方消費税交付金は2,079万円の増額で、標準税率10%、国7.8%、地方2.2%、軽減税率8%、国6.24%、地方1.76%のうち地方消費税の2分の1が人口等により市町村に交付されるものでございます。確定額は、地方消費税交付金従来分1億289万2,000円、社会保障財源交付金引上げ分1億3,789万8,000円ござい

ます。

続いて、9款環境性能割交付金は403万2,000円の増額で、自動車の取得時に県税として課税されております。収入額の95%のうち47%相当額が市町の道路の延長、面積で交付されるものでございます。確定額は1,003万2,000円でございます。

続いて、10款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は325万9,000円の減額で、都道府県及び市町村の固定資産税及び都市計画税が減少する場合に当該減少額を補填するものでございます。確定額は1,274万1,000円でございます。

続きまして、11款地方交付税の1億4,000万円の増額は、特別交付税で、地方交付税では補足されない特別の財政事情に対して交付されるものでございます。交付額は5億9,000万円でございます。普通交付税30億7,375万5,000円と合わせまして地方交付税総額は36億6,375万5,000円でございます。

続いて、12款交通安全対策特別交付金は13万8,000円の減額で、道路交通法に定める交通違反の反則金を原資に市町村の交通事故件数により交付されるものでございます。確定額は206万2,000円でございます。

続いて、ペーパー9ページ、タブレットにつきましては48ページをお願いいたします。16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金は533万7,000円の減額で、市町振興支援交付金の確定によるもので、確定額は741万2,000円、充当事業につきましては路線バスの運行に係る経費71万円、コミバスの運行経費670万2,000円でございます。

続いて、4目農林業費県補助金は46万2,000円の減額で、同じく市町振興支援交付金の確定によるもので、確定額は76万2,000円でございます。充当事業は、鹿、イノシシの捕獲、猿の監視及び捕獲等の有害鳥獣対策に係る経費でございます。

続いて、18款寄附金、2目指定寄附金は300万円の増額でございます。神河ふるさとづくり応援寄附金200万円の増額で、寄附金額の増額見込みによるものでございます。神河まち・ひと・しごと創生寄附金は100万円の増額で、企業からの寄附で、財源充当は多自然移住推進事業でございます。

続いて、21款諸収入、5項雑入、市町振興交付金は197万3,000円の減額で、市町村の振興のため市町村振興宝くじの収益金が交付されるもので、額の確定により減額をするものでございます。確定額は、市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ）交付金491万7,000円、市町村振興宝くじ（サマージャンボ）交付金511万5,000円、市町村振興宝くじ（市町支援事業分）交付金476万1,000円、市町村振興宝くじ（社会貢献事業分）交付金5万円でございます。

続きまして、ペーパー10ページ、タブレットにつきましては49ページ、歳出をお願いいたします。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は637万1,000円の増額で、職員退職手当組合特別負担金の納付の増によるものでございます。

4目財産管理費は、財政調整基金積立金1億245万9,000円の増額で、今回の補正の財源調整のため増額するものでございます。これによりまして財政調整基金の年度末残高は16億323万3,000円の見込みでございます。神河ふるさとづくり応援基金積立金は200万円の増額で、今回の補正額の寄附金を積み立てるものでございます。続きまして、公共施設維持管理基金積立金は6,220万円の増額で、増嵩します公共施設の維持管理費に備え積立てをするものでございます。これによりまして年度末残高は3億6,297万5,000円の見込みでございます。

続きまして、7款土木費、5項住宅費、2目住宅建設費は、多自然移住推進事業で、補正額の財源内訳においてまち・ひと・しごと創生寄附金100万円の充当により財源振替をするものでございます。

以上で詳細説明のほうを終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。7ページの分で、ゴルフ場利用税交付金であります。令和2年度の決算でいうと369万7,925円やったんですね。これがこのたびの決算見込みでいうと966万1,000円。約1.5倍もの伸び、これはもう本当に嬉しいなと思っております。この伸びた理由をお尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。ゴルフ場利用税の交付金につきましては596万3,000円ほど前年比で伸びてございます。非常にありがたいといえますか、ところだというふうに思っております。

前年につきましては、このコロナ禍の影響で少しマイナスになるんじゃないかというような地財の見込みでございました。それが最終的にはこういった中でゴルフ関係につきましてはあまりコロナ関係の影響が受けなかったのかなというところで、ゴルフ場を利用された方が前年よりも伸びたというところが要因ではないかというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。6款ゴルフ場利用税交付金については分かりました。

次のページ行って、8ページなんですけど、一番最初の8ページの法人事業税交付金ですね。法人事業税交付金は、特命参事のほうで7.7%町に交付されるという説明を聞いたわけですが、ちょっとインターネットで調べましたら、これは法人事業税の一部を財源として町に交付されると。交付されるんですけども、市町村の企業にお勤め、事業所お勤めの従業員数に応じて交付すると。従業員が増えればぼんとかんだけ補

正が上がって、545万8,000円ですか、増えているというふうに思うんですけども、これももちろん545万8,000円も補正をして、本当にありがたい話だと思っただけですね。令和2年度の決算が592万5,000円、令和3年度決算見込みが何と1,000万ということで、うれしい話なんですけど、これは神河町の従業員数が増えたからなのか、なぜこんなに増えたのか、お尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。続いての御質問で法人事業税交付金でございます。これにつきましても前年比でいきますと500万円というふうな増額になってございます。議員がおっしゃられるように、7.7%に相当する額と、従業員数ですね、これにより案分されて交付されるわけですが、基本的に従業員が増えたといったようなところではなくて、全体的に法人事業税というところが増えたというふうに思っております。

一つが、この交付金につきましては地方と都市部の格差を是正していくといったところが趣旨になってございまして、全国的にそういったところで法人事業税といったところが増えたといったふうに財政としては分析をいたしてございます。以上でございます。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 分かりました。

○議長（小寺 俊輔君） ほかにございませんか。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。歳入の18款の寄附金の指定寄附金ですけれども、企業版のふるさと納税ということで、神河まち・ひと・しごと創生寄附金、これ恐らく1件100万円やと思うんですけども、具体的にどの企業からどういう申出があって、歳出のほうの多自然居住推進事業に財源振替されたのか、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。この寄附をいただいた事業所につきましては、株式会社デザインクラブさんでございます。

寄附の申出としましては、重点的に寄附をいただく事業ということで、未来につなぐ交流・関係・移住推進プロジェクト、そしてもう一つが未来につなぐクールチョイス推進プロジェクトという2つの重点的に寄附をお願いするプロジェクトとして定めておりまして、デザインクラブ様にはこのうち未来につなぐ交流・関係・移住推進プロジェクトのほうに選択して寄附をいただいたということでございまして、この移住推進の事業に充てさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質問のある方。なければ質疑を終結しますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第46号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第46号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

### 日程第13 第47号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第13、第47号議案、神河町教育委員会委員の任命の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第47号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町教育委員会委員の任命の件でございます。

教育委員として御尽力いただいております松田郁子委員が本年3月6日御逝去されました。教育委員並びに社会教育指導員として町のために御尽力いただきましたこと、心からお礼申し上げます。

このことにより、委員の1人が欠員となっていましたが、新たに中野憲二氏を後任の教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

後任となります中野氏は、人格高潔で人柄も温厚であり、高等教育教諭から兵庫県教育委員会事務局指導主事、高校教育課長を経て、県教育委員会教育次長を務められた経験もあり、兵庫県の教育に深く携わられ、その充実と発展に貢献されるなど、高い識見を有しておられます。また、地域では地元区の協議員をなされるなど人望もあります。

神河町の人づくり、まちづくり並びに地域と連携した教育委員会活動を強く推し進めていく上で、教育委員として欠かせない人物であると認識しております。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間となりますので、令和6年12月20日までの期間となります。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第47号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第47号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第14 第48号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第14、第48号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第48号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町一般会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の要因は、子育て世帯への臨時特別給付金事業1件分10万円の増額補正でございます。

当該事業は、令和3年度に国の補正予算に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援し適切な配慮を行うことを目的とし予算化したものでございますが、支給対象において、令和4年3月31日に出生した児童1件分10万円が令和3年度内に支給できないため、令和4年度の事業とするものでございます。

これによりまして、歳入、子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金、歳出、子育て世帯への臨時特別給付金をそれぞれ10万円増額し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億6,710万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。



〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第48号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第48号議案は、原案のとおり可決しました。

---

追加日程第1 第49号議案

○議長（小寺 俊輔君） ここでお諮りします。ただいま町長から第49号議案が提出されました。直ちにこれを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議なしと認めます。よって、第49号議案を直ちに日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程、第49号議案、神河町監査委員の選任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、吉岡嘉宏議員の退席を求めます。

〔6番 吉岡嘉宏君退場〕

○議長（小寺 俊輔君） 事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....

第49号議案 神河町監査委員の選任の件

.....

○議長（小寺 俊輔君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第49号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町監査委員の選任の件でございます。

議会議員選出の監査委員としてお世話になりました小寺俊輔氏の任期満了に伴い、新たに議会議員選出の監査委員として吉岡嘉宏氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第49号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第49号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時45分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

日程第15 各常任委員会、議会運営委員会の所管事務調査の申し出について

○議長（小寺 俊輔君） 日程第15、各常任委員会、議会運営委員会の所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されておりますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申出がございます。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。本臨時会に付議された議案は全て議了しました。これで閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議なしと認めます。

これをもちまして第107回神河町議会臨時会を閉会いたします。

午後2時46分閉会

議長挨拶

○議長（小寺 俊輔君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶いたします。

本日より新体制での初議会が滞りなく閉会できますことをまず感謝いたします。

私の議事進行もまだまだ不慣れで、執行部、議員各位には御迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、日々精進いたしますので、御容赦を願い、また町民の方々に興味を持っていただける議会を目指してしっかりとやっていきますので、皆様の御指導、御鞭撻をよろしく願いいたしまして、閉会の挨拶といたします。

---

#### 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、私からも臨時会の閉会に当たりお礼を申し上げます。

本日は、議長からの御挨拶にもありましたように選挙後初の臨時会ということで招集させていただきました。

議会におかれましては、小寺議長、栗原副議長をはじめとする各役員の選出、各委員会の構成など、今後の議会運営に関わる重要な事柄を決定されました。

このたび新たに就任されました正副議長をはじめ各委員等に就任されました議員各位におかれましては、「ハートがふれあう住民自治のまち」「大好き！私たちの町」、神河町のまちづくり、そして当面の緊急課題である新型コロナ対策事業、併せて第2期地域創生事業を強力にかつスピーディーに推進していくため格別の御理解と御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、本日提案させていただきました案件全てにつきましても真摯な御論議、御助言の中、承認、可決いただき、誠にありがとうございました。

私どもといたしましても今後の町政運営に当たりましては、新たな体制で臨まれます議会との連携を十分に保ちながら組織のチームワークをキーワードに、子供たちの笑顔があふれ、お年寄りが安心して暮らせるまちづくりに向け全力で取り組む決意でございます。

終わりに、吹き抜ける風が何とも心地よい季節になってまいりましたが、議員各位におかれましては今後とも健康には十分御留意していただき、町政発展のため引き続き御活躍いただきますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時49分

---